



Q1 新商工中金の株式は上場されますか。

A1

・新商工中金法の下、株主の資格を有する方が中小企業団体と株主である中小企業団体の構成員に限られていますので、現時点では上場基準を満たせないものと考えられます。

Q2 新商工中金の株式の価格はどのようになりますか。

A2

・株式の価格は売買の当事者間で決めていただくものであり、現時点で特に定まった価格はありません。なお、株式を売買される場合には、税務面にも配慮して行うことが必要です。

・特定の証券会社を通じた株式の売買の仕組みでは、証券会社が定める「基準価格」の上下一定範囲内の価格を指値とし、注文を受け付ける予定です。基準価格の具体的な金額は売買の仕組みの運用が開始される時点で示されます。

Q3 新商工中金の株式の売買に関し留意することはありますか。

A3

・組合の皆さまが株式を売買する場合には、その売買価格に応じて課税関係が発生しますので、ご注意ください。

・なお、組合の構成員の預け金等を原資として商工中金へ出資されている場合においても、株式は組合に割り当てられることとなります。今般、出資組合の構成員も新商工中金の株主となることができるようになることに伴い、構成員の預け金等の返却のため組合がその株式を構成員に交付する場合には、その預け金等を対価とする株式の売買として課税関係を考えることとなりますので留意が必要となります（詳細はお取引のある商工中金の支店にお早めにお問い合わせください）。

2月13日山形・14日酒田において商工中金の転換についての説明会が開催された。商工中金の担当者より、国や商工中金の委員会等で決定された商工中金の転換計画の具体的内容や今後のスケジュール等について説明された。



県の業務委託の入札方法が変わります

平成20年度契約分から、県の機関が発注する次の業務で、予定価格が100万円を超えるものは、条件付一般競争入札となります。

詳しくは県のホームページ「入札情報」をご覧ください。

- 庁舎等における清掃、警備、環境測定、空調設備や消防防災設備・自家用電気工作物等の保守・運転管理等、受付業務、ねずみ等駆除業務、浄化槽・貯水槽の清掃保守
- 廃棄物の収集・運搬・処分

問い合わせ先 出納局総務課・経理課 **Tel 023-630-2770/2721**